



> 厚生労働省保険局医療課長 (公 印 省 略)

> 厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成29年9月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願い いたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7中「インベーダー法」を「インベーダー法又はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014(17)中「又はCLEIA法」を「、CLEIA法又はラテックス免疫比濁法」に改める。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

行 改正後 別添1 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与 対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、 対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、 インベーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針 インベーダー法又はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合 わせた方法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決し の決定までの間に1回を限度として算定する。 定までの間に1回を限度として算出する。 D 0 1 4 自己抗体検査 D 0 1 4 自己抗体検査 (1)~(16) (略) (1)~(16) (略) (17) 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO (17) 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO - ANCA)は、ELISA法、CLEIA法又はラテックス免 - ANCA)は、ELISA法又はCLEIA法により、急速進 疫比濁法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のた 行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定 めに測定した場合に算定する。 する。 (18)~(27) (略) (18)~(27) (略)